

リスクマネジメント・コンプライアンス

当社は「リスク管理・コンプライアンス委員会」を中心に、緊急時はもとより、平常時におけるリスク管理活動の推進にも取り組んでいます。「リスクマネジメントの推進は企業の社会的責任である」という考えから、より実効性の高いリスクマネジメントの実現を目指しています。

リスク管理基本方針

企業を取り巻くリスクは年々増大していますが、リスクをまったく取らない事業活動もあり得ないことから、それらのリスクが現実の危機として顕在化しないように日々の活動を通じてリスクをマネジメントすることが社会的に求められています。

当社の事業特性から考えられるリスクとして、環境、品質、安全衛生、自然災害などに関わるものが挙げられます。これらを的確に把握・克服し、事業の安定的継続を図るため、当社では「リスク管理基本方針」と「リスク管理規程」を定め、これに則り、リスクマネジメントの推進に取り組んでいます。

リスク管理基本方針(要旨)

- ステークホルダーから一層の信頼を得るため、リスクの予防と低減に努める。
- 様々なリスクを適切に管理するための体制を整備する。
- 計画・実践・評価・是正のサイクルを通じてリスク管理を推進する。
- リスクが顕在化した際、迅速かつ適切に対処する。
- 太平洋セメントグループとして迅速かつ適切に対処するための体制を構築する。

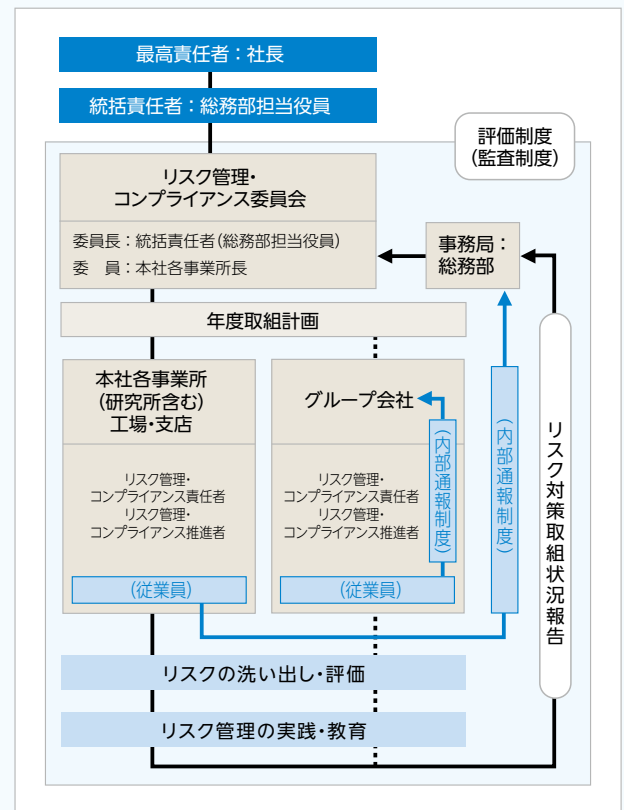
リスク管理体制

リスク管理の最高責任者は社長であり、社長より指名されたリスク管理統括責任者（総務部担当役員）が、組織的かつ計画的にリスク管理活動を推進するため、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を主宰・運営しています。

同委員会では、PDCA サイクルによる全社的なリスク管理活動を推進する役割をはじめ、リスク管理に関する規程の制定や改訂の検討、従業員への啓発・教育推進の指示など、当社のリスク管理体制の中核を担っています。また、想定されるリスクに対する予防や対応策を

討するワーキンググループ等を下部組織として適宜設置し、キメの細かいリスク対策の実施を目指しています。なお、各事業所には、「リスク管理・コンプライアンス責任者」と「リスク管理・コンプライアンス推進者」を置き、リスク管理に関する取り組みの具体的な推進などの職務を遂行しています。また、各グループ会社にも同様に責任者と推進者を置き、当社では様々なサポートを行っています。

■リスク管理体制(コンプライアンス推進体制)



リスク管理活動のPDCA

リスク管理・コンプライアンス委員会の重要な役割の一つとして、リスク管理活動に関する全社年度取組計画の立案・審議を行なうことが挙げられます。この全社計画を受けて、各事業所のリスク管理・コンプライアンス責任者はそれぞれの年度取組計画を策定します。これらの計画に基づき全社一丸となったPDCAサイクルによるリスク低減への取り組みがスタートします。

なお、各事業所の取組計画を立てるにあたっては、全社計画のみならず、前年度計画に対する取組状況の自主点検を各事業所で行ない、その結果などを踏まえて、独自の取組計画を策定します。

リスク管理・コンプライアンス委員会と各事業所は、それぞれの計画（PLAN）に基づくリスク対策を実践（DO）するとともに、その実践状況の自主点検や監査（CHECK）の結果、必要があれば是正措置・見直し（ACTION）を実施し、リスク管理の継続的改善を目指しています。

コンプライアンスの推進

当社は「行動指針」において“法令遵守と社会の良識に則り行動する”ことを宣言し、コンプライアンスはCSR経営の基盤と考え、従業員の教育や意識啓発などを中心に取り組んでいます。

●コンプライアンス基本方針

2005年3月に「コンプライアンス基本方針」を公表し、併せて「コンプライアンス規程」を制定しました。当社の「コンプライアンス」の定義は、狭義の法令遵守にとどまらず、法令の背景にある社会通念やグループ経営理念、当社行動指針、社内諸規程の遵守を含むものとなっています。

コンプライアンス基本方針(要旨)

- 経営理念、行動指針、社会規範の遵守
- 社内諸制度・規程の整備と周知徹底
- グループ各社の連携と教育・啓発活動推進
- 問題発生時の適切な対応と施策打ち出し
- 必要な情報の適時・適切な開示とコミュニケーション
- 国際基準・ルール遵守と現地文化・習慣尊重
- 反社会的勢力・団体の不正・不当な要求拒否

●コンプライアンス推進活動

リスク管理・コンプライアンス委員会のもと、リスク管理とコンプライアンスの一体的な推進活動を展開しています。

コンプライアンス意識の浸透を図るため、各種階層別研修やグループ会社トップ層向け研修などを実施し教育啓発に取り組んでいます。

また、他社事例を用いた研修用教材等を作成し、事業所巡回研修やグループ会社推進者研修に使用しています。

●グループ法務懇談会

企業経営に関わる重要な法律への理解を深め、当社グループのコンプライアンス体制整備の一助とするため、法令改正への対応などを中心として法務情報を共有する場として、グループ会社の経営層・法務担当者による懇談会を2005年度から開催しています。2010年度は以下のテーマで行ないました。

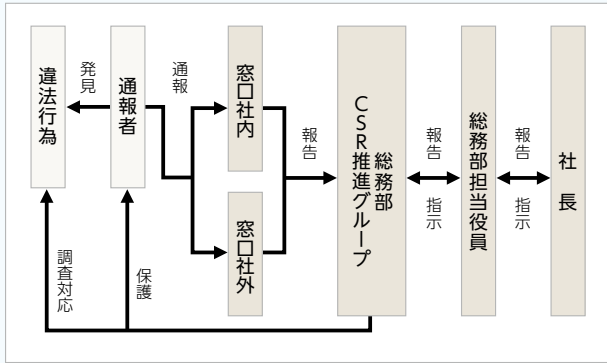
■2010年度グループ法務懇談会開催実績

	開催日	参加人数	テーマ
第14回	2010年5月14日	77社 84名	独占禁止法のあらまし(その2)
第15回	2010年10月29日	71社 90名	緊急時の債権回収 法律実務家の視点

●内部通報制度

公益通報者保護法の制定に基づき2005年8月より「コンプライアンス・ホットライン」を設置しています。通報受付窓口は社内（総務部CSR推進グループ）、社外（弁護士事務所）にあります。社内では、担当者だけが入室できる施錠された専用の部屋に専用回線の電話・FAXと専用アドレスのパソコンを設けています。この制度を利用したことを理由に通報者に不利益な取り扱いがなされないよう「内部通報制度運用規程」に定めています。

■内部通報制度



BCP (事業継続計画)

BCPとは、ビジネス・コンティニュイティ・プラン、事業継続計画のことを意味しています。当社では、事業の継続に甚大な影響を及ぼすことが予想されるリスク、すなわち、地震による被害からの早期復旧や、人命を脅かす強毒性新型インフルエンザのまん延などを想定し、事業継続計画を策定しています。

2010年度は、地震リスク対策として、工場・支店において、より有効性の高い震災対応を可能にするため「震災対応ガイドライン」を策定・配布し、これまでに整備されていた規程類をブラッシュアップすることにより、初動対応・業務継続対応のレベル向上に取り組みました。併せて、2009年度に刷新した「本社震災対応マニュアル」の周知・定着や実効性の向上を図るため、教育・訓練や備蓄品の充実を図りました。

また、新型インフルエンザ対策として、発生から流行時における危機管理体制や流行段階ごとに対応すべき事項を定めた「新型インフルエンザ・緊急時対応マニュアル」と「アクションプラン」の策定に取り組んでいます。既に基本的な事項を整理したマニュアル等は策定・周知していますが、これに加えて「緊急時対応マニュアル」や「アクションプラン」が完成することにより、迅速かつ適切な対応の実施を可能にし、併せて、漠然としていた新型インフルエンザ発生時や流行時の取るべき行動が「見える化」され、イメージしやすくなるものと考えています。

これらBCP策定は、いずれもリスク管理・コンプラ

イアンス委員会で審議された「全社リスク対策取組計画」の具体的課題として掲げられたことに端を発しており、平常時のリスク管理の取組みとして、PDCAサイクルの手法を用いて推進されてきました。

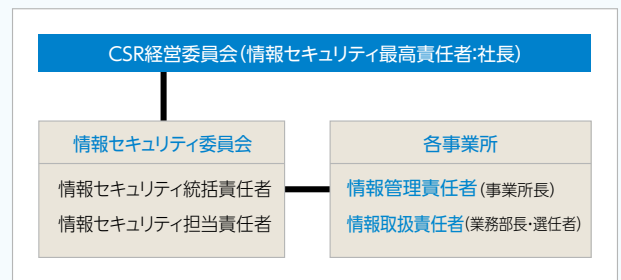
なお、地震リスク対策については、今年3月11日に発生した「東日本大震災」時に課題となった事項等を洗い出し、これらを解消することで、より実効性の高いBCPの構築に取り組んでいます。

情報セキュリティ

当社では、情報セキュリティマネジメントシステムの基本規定として「情報セキュリティ管理規程」を制定し、これに基づく「情報セキュリティ管理体制」のもと、積極的に情報セキュリティ保持活動に取り組んでいます。

2010年度は、情報システム運用担当者のID管理強化や、災害発生時に備えたバックアップセンターの増強、情報漏洩対策としてのシンクライアント導入等を実施しました。継続的な取り組みとして、グループ全体の「情報セキュリティレベル調査」を実施し、改善すべき点への取り組みを行なうというPDCAサイクルも進めています。

■情報セキュリティ体制



知的財産の保護と活用

●知的財産方針

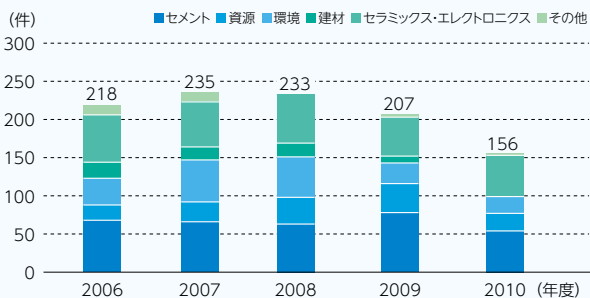
知的財産基本方針は、事業部門・研究開発部門との連携を強化して事業戦略・研究開発戦略とベクトルの合った知的財産活動を展開し、知的財産による太平洋セメントグループの収益向上に貢献することとしています。特に、知的財産部を中心として知的財産戦略を実践する中で、当社知財基盤のさらなる充実、研究開発現場に入り込んだ発明発掘・権利化活動、さらにはビジネス感覚を持った組織的活動ならびに権利行使を行なうことによって、当社の知的財産力の一層の向上を目指しています。

●知的財産の概略

当社は、研究開発の成果を積極的に特許出願し、権利化する方針のもと、研究開発テーマごとに知的財産部員を選任し、発明を発掘するとともに、質の高い特許出願に努めています。特に主要な研究開発テーマについては、適宜大小の特許強化キャンペーンを展開することによって、周辺技術についても特許出願を促し、事業の優位性を保っています。このようにして、研究開発の成果を確実に特許出願に結びつけ、一定水準の出願件数を確保する一方で、出願審査請求の段階においては、権利化の可能性、事業実施の可能性、および他社の動向を考慮して審査請求の可否判断を行なっています。

このように現在では、「出願の推進」と「選択と集中」とのバランスをとりながら効率的かつ効果的な権利化を図っています。2010年度末時点での当社（単体）の出願中特許は979件、保有特許権は890件です。また、当社およびグループ会社での保有特許権は約1,400件

■セグメント別国内特許出願件数(単体)



です。セグメント別の国内特許出願件数の推移と、国内保有特許権のセグメント別割合を下図に示します。

●知的財産組織

知的財産部は、本社と中央研究所に人員を配置しています。また、事業部門、本社管理部門および中央研究所には知財推進者を配し、定期的に各部門と知的財産部との合同会議や知財推進者会議を開催しています。これにより、知的財産戦略の確認や意見交換を行ない、知的財産部との意思疎通の緊密化を図っています。

また、定期的に主要グループ会社の知的財産担当者を招集して情報交換や勉強会を行なうとともに、個々の業態に応じた指導を行ない、グループ会社の知的財産活動の推進にも取り組んでいます。

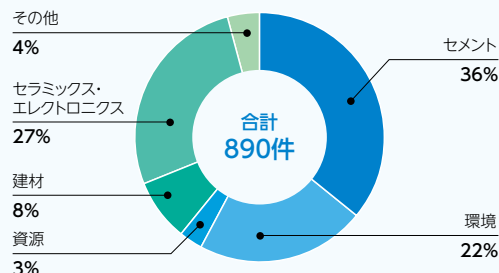
●知的財産の取得・管理、営業秘密の管理、技術流出に関する方針

当社の知的財産の取得・管理は、「知的財産の取得・管理指針」（経済産業省）に沿って独自に作成した「知的財産戦略ガイドライン」を指針とし、個々の事業の実態に即した知的財産戦略の展開を図っています。また、出願後の特許などの知的財産は、知的財産部のデータベースによって一元管理されています。

他社権利への侵害などに対しては、SDI※回覧、ウォッチング制度、特許確認制度等によって日常的にリスク低減を図っています。また、後述の社内教育により従業員の意識付けの徹底を図っています。

営業秘密の管理や技術流出の防止などに関しては、それぞれ「リスク管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「文書管理規程」を定めて運用しています。また、技術

■国内保有特許権のセグメント別割合(単体)



流出の防止に関連して、特許出願を行なうか、ノウハウとして秘匿するかの判断の指針となる「ノウハウ判断ガイドライン」を2007年度に作成し、運用しています。

さらに、当社の就業規則の中には「知的財産権取扱規程」を設けています。この中には、発明者などに対する（実績）補償金の支払い制度があり、発明などへのインセンティブを与えています。なお、職務発明を規定した特許法第35条の改正に沿うべく上記「知的財産権取扱規程」を見直し、2005年4月から新規規程を施行しました。2008年には新規規程による第1回目の実績補償金が発明者に支払われました。また、グループ会社については、知的財産権取扱規程の整備、あるいは発明者との譲渡契約の締結を徹底するように指導しています。2008年度末までに、これらの整備・指導をほぼ完了しました。

※ SDI (Selected Dissemination Information) : ある特定の条件で検索し該当する特許を定期的に配信すること

●教育・啓発

当社では、知的財産意識啓発のため、研究部門と技術開発部門を中心に国家資格である知的財産管理技能検定の受験を推奨しています。また、日本知的財産協会の講習会の利用や、中央研究所および本社での社内研修（知的財産入門研修、明細書作成研修、特許権侵害防止研修など）の開催など、従業員の教育・啓発にも力を注ぎました。これに加え、2007年度の各工場に対する知的財産研修に続き、2008年度には各支店において知的財産研修を実施し、支店従業員の知的財産に関する意識を高めるとともに、権利侵害リスクや他社による自社権利侵害発見に関する教育・啓発を図りました。さらに、2009年度から各事業部門別の特許権侵害防止研修を開催し、権利侵害リスクや権利侵害発見への意識の徹底を図っています。このような社内研修は、グループ会社からの参加も受け入れています。さらに主要グループ会社の知的財産担当者による情報交換や勉強会を実施し、グループ全体としての知的財産管理・活用力の向上を図っています。

一方、社内イントラネット上に知的財産部のポータルサイトを作成し、2008年4月から運用を開始しています。知的財産部のPRを図るとともに、従業員が知的

財産に関する各種情報について気軽に接するツールを提供することにより、会社全体の知的財産に対する意識を高めていくことを狙いとしています。

●ライセンス関連活動

当社では自社の事業活動に強みを発揮することを優先に研究開発を行なっていますが、有用な技術を他社にライセンスすることにも前向きに取り組んでいます。もちろん、自社事業に貢献することが見込まれる場合は他社からライセンスを受ける場合もあります。

当社（単体）のライセンス収支（ライセンス収入から支出を差し引いたもの）は、2010年度は約1億5千万円で、ここ数年間は2億円前後で推移しています。太平洋セメントグループ以外の会社からの収入を集計すると、2010年度は全体の収入の52%となりました。

●リスクの未然防止

上述の通り、特許確認制度の徹底、侵害防止研修の実施等を通じてリスクの未然防止を図っています。

■知的財産部主催の社内研修

